

令和4年2月28日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時 令和4年2月28日(月)

午前10時開会

午後2時54分閉会

3 場所 議場

4 出席委員

牟田	学	委員	長、	山	田	勝	副委員	長、	竹之内	和	満	委	員、
川上	洋	一	委員、	濱	門	明	典	委員、	白石	純	一	委	員、
濱田	洋	一	委員、	竹	原	信	一	委員、	仮屋園	一	徳	委	員、
中面	幸	人	委員、	岩	崎	健	二	委員、	木下	孝	行	委	員、
濱之上	大	成	委員、	濱	崎	國	治	委員					

5 事務局職員 次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議事係主査 東 岳 也

6 説明員

議 会 事 務 局	局	長	牟 田 昇 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	事 務 局	長	大 田 省 吾 君
総 務 課	管 理 係	長	寺 園 勝 夫 君
	参 課	長	中 野 玉 貴 文 君
	兼 職 員 係	長	兒 寺 地 克 己 君
	秘 書 長	長	中 櫛 岩 幸 一 郎 君
	行 政 管 理 係	長	岩 下 水 亮 健 一 君
	危 機 管 理 係	長	早 白 肌 隆 一 君
	情 報 防 係	長	白 谷 福 島 剛 浩 君
企 画 調 整 課	課	長	福 尾 上 覺 史 君
	兼 地 域 振 興 係	長	川 原 陽 博 君
税 務 課	課	長	新 中 尾 隆 樹 君
	兼 滞 納 整 理 係	長	中 湯 田 矢 凡 君
市 民 環 境 課	課	長	牧 尾 浩 一 君
	兼 住 民 年 金 係	長	中 大 野 勇 修 人 君
福 祉 課	課	長	大 佐 前 田 進 敏 君
	兼 福 祉 係	長	松 崎 正 祥 幸 子 君
	保 護 係	長	平 宇 都 貴 浩 士 君
健 康 増 進 課	課	長	宇 猿 大 橋 尚 義 昭 君
	兼 大 川 診 療 所 事 務 係	長	兼 佐 兼 保 健 予 防 係
介 護 長 寿 課	課	長	長 野 池 中 田 義 英 人 君

農政課	課長 高介	補佐 高介	兼保 高介	地域 高介	包括 高介	支援 高介	係長 高介	尾川	上畑	謙一郎	藍也	君
農業委員会事務局	課長 高介	補佐 高介	兼保 高介	農政 高介	管理 高介	係長 高介	尾川	上畑	謙一郎	藍也	君	
水産林務課	課長 高介	補佐 高介	兼保 高介	農政 高介	管理 高介	係長 高介	尾川	上畑	謙一郎	藍也	君	
商工観光課	課長 高介	補佐 高介	兼保 高介	農政 高介	管理 高介	係長 高介	尾川	上畑	謙一郎	藍也	君	
都市建設課	課長 高介	補佐 高介	兼保 高介	農政 高介	管理 高介	係長 高介	尾川	上畑	謙一郎	藍也	君	
教育総務課	課長 高介	補佐 高介	兼保 高介	農政 高介	管理 高介	係長 高介	尾川	上畑	謙一郎	藍也	君	
学校教育課	課長 高介	補佐 高介	兼保 高介	農政 高介	管理 高介	係長 高介	尾川	上畑	謙一郎	藍也	君	
学校給食センター	課長 高介	補佐 高介	兼保 高介	農政 高介	管理 高介	係長 高介	尾川	上畑	謙一郎	藍也	君	
生涯学習課	課長 高介	補佐 高介	兼保 高介	農政 高介	管理 高介	係長 高介	尾川	上畑	謙一郎	藍也	君	
スポーツ推進課	課長 高介	補佐 高介	兼保 高介	農政 高介	管理 高介	係長 高介	尾川	上畑	謙一郎	藍也	君	
財政課	課長 高介	補佐 高介	兼保 高介	農政 高介	管理 高介	係長 高介	尾川	上畑	謙一郎	藍也	君	

7 会議に付した事件

- 議案第1号 令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第14号）
- 議案第2号 令和3年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 令和3年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第6号 令和3年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○議案第1号 令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第14号）

牟田学委員長

ただいまから予算委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第1号、令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第14号）、議案第2号、令和3年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第4号、令和3年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第6号、令和3年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）であります。日程は、配付しました日程表のとおりですのでよろしくお願ひします。

ここで、所管課等の説明の方法についてお知らせします。経常経費の執行残の減額は、特に必要であると判断した場合を除き説明を省略すること、債務負担行為は、まず、何ページの何行目から何行目までが所管するものであることを述べた後、新規のもの、特に説明が必要であると判断するものを説明し、令和3年度以前から継続して同じ内容を行うものについては説明を省略することとしておりますので、あらかじめ御了承くださるようお願い申し上げます。

中面幸人委員

必要であるかないかは執行部が判断するんですか。

牟田学委員長

委員の皆さんからどうしても説明をとということであれば、（発言する者あり）質疑の中でお願いします。

中面幸人委員

わかりました。

竹原信一委員

今の枠組みというのは誰が決めたんですか。

牟田学委員長

議会事務局と私で。

休憩します。

（休憩 午前10時2分～午前10時4分）

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、審査に入ります。

議案第1号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

議会事務局の入室をお願いします。

〔議会事務局入室〕

議会事務局長の説明を求めます。

牟田議会事務局長

それでは議案第1号中、議会事務局の所管する事項について説明させていただきます。

一般会計補正予算書の8ページをお開きください。初めに、第3表、債務負担行為補正のうち議会事務局所管分は、上から1行目の議会だより印刷製本費、その下の議会会議録反訳印刷製本業務委託料の2件であります。いずれも令和3年度と同じ内容を引き続き行うものであり、3月中に契約を締結させるためのものであります。

次に歳出について説明いたします。29ページをお開きください。1款1項1目議会費8節旅費及び9節交際費は、新型コロナウイルス感染症の影響により各種会議、要望活動、行事等が中止となり、開催されなかったことにより減額するものであります。また、18節負担金、補助及び交付金は、同じく各種会議等が中止または書面会議となったことにより減額するものです。

以上で説明を終わりますが、御審議方をよろしく願いいたします。

牟田学委員長

局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔議会事務局退室、選挙管理委員会事務局入室〕

議案第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

選挙管理委員会事務局長の説明を求めます。

大田選挙管理委員会事務局長

議案第1号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。補正予算書の32ページをお開きください。第2款総務費、4項3目衆議院議員選挙費は、昨年10月31日に執行した衆議院議員総選挙に要した経費が確定したことにより不用額を減額するものであります。それでは、主な内容について御説明いたします。1節報酬の減額は、選挙事務補助の会計年度任用職員、投開票の選挙事務従事者及び開票立会人の報酬の執行残によるものでございます。10節需用費の減額は、選挙事務に係る消耗品などの執行残でございます。次の33ページになりますが、11節役務費の減額は、投票場入場券や選挙公報の発送に係る郵便料の執行残が主なものであります。

以上で、歳出の説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。26ページをお開きください。第15款県支出金3項1目総務費委託金4節選挙費委託金の減額は、衆議院議員選挙の執行に係る県の委託金が確定したことに伴うものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

事務局長の説明が終わりました。質疑に入ります。

竹原信一委員

国庫支出金などの返還というのはどんなタイミングで、どのようにして行われるんですか。

大田選挙管理委員会事務局長

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められている参議院選挙費の費用の算定に準じて算定された額が一旦交付はされますが、その上限額がまず一旦示されてきます。県から内示を受けた額に応じて、その精算について、金額が最終的に確定されるということになります。

竹原信一委員

今の質問は、どんな時期にどんなふうにして返すんですかという話です。

大田選挙管理委員会事務局長

県からの支払いですけれども、選挙の執行前に見込んで算定いたしました金額の、一旦8割が交付されまして、残りの2割につきましては、その確定の段階の精算ということで、一部返還という形になります。

竹原信一委員

同じ質問ですけど、最初から。いつ頃どういうふうにして返すんですかという質問しかしてないんですけども。

大田選挙管理委員会事務局長

現在、令和4年1月24日までに先ほど言いました8割相当額が一旦入金されております。その後、年度末に残りの額が精算ということで支払われる予定になります。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので議案第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔選挙管理委員会事務局退室、総務課（消防係を除く）入室〕

次に、議案第1号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

中野総務課長

議案第1号中、総務課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、補正予算書の6ページをお願いいたします。第2表は、繰越明許費の補正であり、このうち総務課所管分は、第2款総務費1項総務管理費の市庁舎太陽光蓄電池年次点検業務委託と第9款消防費1項消防費のデジタル防災行政無線設備修繕事業の2件でございます。市庁舎太陽光蓄電池年次点検業務委託につきましては、昨年9月に市内事業者と契約を締結し、事業を実施してきたところですが、交換が必要な部品の一部について世界的な半導体不足の影響により調達が遅れ、点検業務が年度内に終了しないことが判明したことから令和4年度へ繰り越すものでございます。また、デジタル防災行政無線設備修繕事業につきましては、本防災行政無線以外の無線電波を遮断する機能を持つ空中線フィルターの機器修繕に時間を要し、年度内に事業が完了しないことから、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。第3表は、債務負担行為の補正であります。このうち総務課所管分は、上から3行目の顧問弁護士業務委託料から7行目のコンシェルジュデスクサービス使用料までの5件および8ページの1番下、庁舎平常日清掃業務委託料から10ペ

ージ6行目のインターネット議会中継システム利用料までの20件の合計25件です。このうち8ページ中段のメンタルヘルス業務委託と10ページ2行目から4行目の電算関連業務に係る事項3件は、新たに追加したのですが、内容はこれまでと同じ事業を引き続き行うものであり、年度当初から事業の実施が必要なことから令和3年度中に契約等を行うために補正し、期間および限度額を定めようとするものであります。

次に、29ページをお開きください。歳出から、主なものについて御説明いたします。第2款総務費1項1目一般管理費の減額は、8節旅費及び9節交際費について新型コロナウイルス感染症の影響により、予定されていた行事等が中止または延期となったことによるものであり、12節委託料は、国道3号標識板、文字改修業務の執行残を減額するものであります。

次に、2目職員研修費は、新型コロナウイルス感染症の影響により予定されていた職員研修が中止やウェブ方式へと変更となったことから旅費と研修負担金を減額するものであります。

次に、3目広報費は、18節負担金、補助及び交付金で、今年度12区が実施した広報用放送施設デジタル化の事業実績に伴う減額が主なものであります。

次に、31ページをお開きください。17目電算管理費の減額は、パソコン、サーバー等の機器類やシステムリース料の入札残が主なものであります。

次に46ページをお願いいたします。第9款消防費1項1目災害対策費につきましては、昨年度、寄附をいただき地域振興基金に積み立てていた分を災害備蓄品の購入費用の一部に充てることとし、財源を組み替えるものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。26ページにお戻りください。

第18款繰入金1項10目地域振興基金繰入金の補正額のうち総務課所管分は、141万8000円の減額であり、歳出で御説明いたしました広報用放送デジタル化の事業実績に伴い減額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

国道3号線の標識というのは何ですか。

寺地総務課長補佐兼職員係長

委員から御質問ありました国道3号標識板文字改修事業につきましては、国道3号線の大丸町通会事務所前、イワシビル前、田上モータース前に設置をしてありました阿久根市役所の案内板、標識板を今回修繕をしたものでございます。

修繕しました中身につきましては、基本的には剥げたシールの貼り替えを行ってございまして、以前まで、案内板の中に中央公民館、保健センター、働く婦人の家という表示で案内をしたところだったんですが、これを風テラスあくね、保健センター、中央公民館鶴見分館として新しく標識板を修繕をしたものでございます。

山田勝委員

いや認識不足でして、国道3号線の標識をとということでね、国土交通省がしないといかんのだけどなと思いながら今、聞くところによると、阿久根市に関係のある広告を国土交通省の許可をとってやっているところのことですね。

寺地総務課長補佐兼職員係長

おっしゃるとおりでございます。

〔山田勝議員「設置してあるのを補修したということですね。了解です」と呼ぶ〕

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔総務課（消防係を除く）退室、総務課消防係入室〕

次に、議案第1号中、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

総務課参事の説明を求めます。

児玉総務課参事

それでは、議案第1号中、総務課消防係の所管する事項について説明します。

初めに、歳出について説明いたします。補正予算書の45ページをお開きください。第9款消防費1項1目常備消防費18節負担金、補助及び交付金の補正は、阿久根地区消防組合における令和3年度の繰越金の確定及び各事業の不用見込額の減額などに伴い、阿久根地区消防組合の負担金を減額するものであります。

次に、2目非常備消防費7節報償費の補正は、消防団員、退職報償金の不用見込額の減額が主なものでございます。次のページ46ページをお開きください。8節旅費、10節需用費、18節負担金、補助及び交付金の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により執行できなかったことによる減額になります。17節備品購入費の補正は、電源立地地域対策補助金事業を活用した普通消防積載車整備事業の減額のほか、消防団員被服の不用見込額の減額が主なものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。27ページをお開きください。第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金の補正は、退職報償金の受入れ額が少なかったことによる減額になります。

また、28ページになりますが、第21款市債1項8目消防債1節消防債の消防施設整備事業債の補正は、小型動力ポンプ購入実績により減額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

参事の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

45ページ、報償金210万円、あるいは、出初式、操法大会表彰15万円というのは、特に表彰に関するお金の15万円というのはかなりのお金なんだが、最初の予定よりも少なかったということなんだけど、何でそんなに少なく済んだんですか。

児玉総務課参事

その他報償費の部分になりますが、令和3年度につきましては操法大会が中止になりましたので、その分の執行残が主なものになります。

〔山田勝委員「了解」と呼ぶ〕

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〔総務課消防係退室、企画調整課入室〕

次に、議案第1号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。企画調整課長の説明を求めます。

福島企画調整課長

議案第1号中、企画調整課の所管する事項について御説明申し上げます。

8ページをお開きください。第3表は、債務負担行為の補正であり、当課所管分は、下から5行目の肥薩おれんじ鉄道折口駅トイレ管理業務委託料から乗り合いタクシー運行事業までの4事業であります。

続きまして、18ページをお開きください。第4表は、地方債の補正であり、表の一行目の肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業については、鹿児島熊本両県が新型コロナに係る臨時交付金を活用しておれんじ鉄道に対する運行経費を支援したことに伴い、当該事業による市からの補助が不要となったことから、財源として見込んでいた地方債の限度額を減額するものであります。

次に歳出について御説明申し上げます。30ページをお開きください。第2款総務費1項8目企画費の補正額2660万7000円の減額は、事業の実績見込みによる減額が主なものであります。このうち7節報償費から11節役務費にかけては、今年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大が断続的に発生したことから、阿久根大使等による子供たちの学習の場づくり事業、華の50歳組関連行事や台湾台南市への青少年交流事業等が中止になったことによる関連経費の減額であります。次の31ページにかけての18節負担金、補助及び交付金についても、事業の実績による減額が主なものとなりますが、このうち出水駅蔵之元港間のシャトルバス利用促進協議会への負担金の増額は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う乗客の減少によるものであり、また、地域間幹線系統確保維持費補助事業については事業者の運行経費の増加に伴い、それぞれ増額となったものであります。

以上で歳出を終わり、次は歳入について説明申し上げます。24ページをお開きください。

第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の説明欄記載の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正額1,274万円の増額は、漁業用機器等修理費補助や市内事業者創業支援事業、産業祭支援事業等に活用しようとするものであります。

次の25ページになりますが、第15款県支出金2項1目総務費県補助金の補正額51万1000円の減額は、電源立地地域対策補助金の実績見込みによるものであります。

次に、26ページをお開きください。第18款繰入金1項6目人材育成基金繰入金の補正額100万円の減額と、10目地域振興基金繰入金の補正額338万円の減額は、それぞれ充当事業の実績等により減額しようとするものであります。

最後に27ページとなりますが、第21款市債1項1目2節企画債の補正額240万円の減額は、第4表の地方債補正で御説明したとおり肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業について、市からの補助金が不交付となったことによるものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

予算書の30ページ、2款1項8目18節の負担金、キャッシュレス決済利用促進事業についてお伺いをいたします。先ほど事業の実績見込みの減という説明がなされ、1,800万円の減額ということでございますが、この当初の予算額とこの減額になった理由について説明してください。

福島企画調整課長

こちらの事業につきましては、第1弾で実施したことでありますから内容については御存じかと思えますけれども、Pay Payのキャッシュレス決済サービスを利用して一定の買物をした方についてPay Payボーナスを付与して、その負担額について市が負担金を払うというものでございます。

予算につきましては当初、第1弾の実績、それから実施時期、第1弾は7月1日から8月1日ということであったと思えますが、今回年末ということ、より買い物といいますか購買がふえる時期ということでそれを見込んで前回より積み増したことで、それから第1段の実績によってPay Payの加入者が増えましたので、より使う方が増えるだろうということで負担金、Pay Payボーナスの付与額を前回よりかなり増やした形で事業者が積算してきましたので、それを見込んで予算化したところでございます。

実際のところ、還元額につきましては、おおむね3,500万円を負担金として見込んでいたところでございますが、実績といたしましては1,500万円ぐらいになったということで、これも第1段に比べれば1.5倍ぐらい、150%ぐらい増加してるところであります。結果的に事業者が見込んできたより少なかったため、今回これぐらいの減額幅になったということでございます。

中面幸人委員

市内の事業者でこういうのを利用されている事業者はどれぐらいあるんですか。

福島企画調整課長

市内の店舗数としては206店舗、令和3年12月時点で206店舗と承知しております。箇所数としては291か所となっております。箇所数というのは、例えばタクシーですと1台1台それぞれ積んでるものですから、それが291か所、店舗数としては206店舗と把握しております。

中面幸人委員

290何か所ぐらいの中で、206店舗が使われているということでございますが、この利用促進については、行政主導でやってるのか、例えば商工会議所主導でやってるのか、そこら辺をお聞きいたします。

福島企画調整課長

基本的に市とPay Payの共同という形でやってございますので、市がキャンペーンのPR等も含めて行っているということでございます。商工会議所につきまして情報提供は行っているというものです。

中面幸人委員

あと一点です。今はPay Pay対象になっておりますが、ほかについてはどういうふう
に捉えておるんですか。

福島企画調整課長

電子決済サービスにつきましては、委員も御存じのとおり P a y P a y 以外にも様々なサービスがございます。ただやはり、P a y P a y が一番利用者数が多いということ踏まえまして、第1弾、第2弾ということを行ってきたところでございます。今後第3弾というのは今のところ予定されておりませんが、仮にやるような機会があれば、P a y P a y はもう大分認知度も上がっておりますし、市内でも浸透してきているということでもありますので、こちらは基本的にやる場合は選択肢に入れるということになると思いますが、その他の決済サービスにつきましても、当然利用料といいますが、キャンペーンに係る負担金、手数料等も諸条件あるとしますので、そちらも考えながら選択肢に入れて、もし仮にやる場合に、考えたいと思います。

〔中面幸人委員「了解」と呼ぶ〕

牟田学委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

30から31ページの負担金及び補助なんですけどね、まず30ページの18節負担金、出水駅蔵之元港間シャトルバス利用促進協議会31万2000円ですね。それから、阿久根市地域間幹線系統確保維持費補助事業254万9000円。後は全部減額なのに、これは何でこういう形で金額として出てきているのか、今頃。

福島企画調整課長

まずシャトルバスに関しましては、予算編成時の段階でコロナが終息しているという想定の見込んだという形で、結果的に今年度も終息しなかったというところで、昨年度も増額の補正をお願いしたところでありますが、今年度につきましても同じように増額をお願いすることになったというところでございます。乗客数がやはりコロナの影響がありまして伸び悩んだといいますが、予想に届かなかったということで、その関係で負担金の増額をお願いすることになったというところでございます。

地域間幹線系統補助につきましては、県と協調しながら、広域でまたがって運行している路線について、県と沿線市町で協調しながら補助を行っているというものでございますけれども、こちらにつきましては過年度の経費の平均等を算定基礎としながら、補助金額を計算しているというものでございまして、その際の事業者側の運行経費が近年、人件費等の高騰により増嵩してることがありまして、今回増額につながっているというところでございます。

山田勝委員

まず出水駅蔵之元港のことです。課長の説明ではコロナが終息しなかったから増額したということですけど、これはコロナが終息しなかったから増額したんじゃなくて、結局、コロナが終息しても乗り手がなかったから、金が足りなかったから、赤字がたくさんあったから、その分を関連の地方公共団体が負担すると理解していいんですか。

福島企画調整課長

もともと事業者だけでは黒字運営できない路線ということでもありますので、協議会が負担金という形で補助を入れているというところでございます。その見込額について、コロナが終息する見通しで組んでいたところ、コロナが終息しなかったので想定以上に乗客数が伸び悩んだということで、言ってしまうと赤字幅が増えたというところで、その分を構成市町村

で負担するという形で今回増額をお願いしているというところでございます。

山田勝委員

簡単に言えば、赤字が増えたからその分を行政が負担せないかんということですよ。だからあの路線は、阿久根市民は乗り気はないですよ。ただ通っていただくの迷惑路線なんですけど、それもしょうがないことでしょうからね。そういうことであつたら了解しますけど、そういうことだったら、私が言うように警察署前の停留所を作ってくれていうのにも、お金はください、協力はしないっちゃうのはよくないですから、そういうときにはちゃんと、警察所前の停留所に停めてくださいという客が何人かいるわけだから、そこを停めてくださいって何でお願いしてもらえないかなと思ってるんですよ。前は、この件についてお願いしたけど駄目だったというような話を聞いております。自分たちは赤字だからお金をください。自分たちの部分は協力できない、そんなのは通りませんよ。だからそれはよろしく。課長、先方に届けてください。

福島企画調整課長

このシャトルバスについてですが、阿久根市民の利用がないというわけではなくて、三笠中前で令和3年4月から12月まででも258人が利用、また筒田前でも179人が利用という形で、一定、出水駅から蔵之元方面ということで公共交通として利用されている側面もありますので、そういった意味においては、阿久根市がある程度負担してるということについても、市民サービスの一つの向上ということで、意味あるのかなと考えているところでございます。

山田勝委員

それはそれでいいですよ、あそこにバス停があるんだから。それはそれでいいけど、金が足りなかったらお金をください。あそこに停めてください、停めない。そういうのは通らないから、ちゃんとまたお願いしてくださいねっていうことですよ。

福島企画調整課長

シャトルバスについてお答えしますが、昨年度、今年度と2回とも負担金を増額という形で補正をお願いすることになっておりますので、来年度につきましては、そういったことが起きないように協議会でも話をしまして、減便という形で見込んで、来年度予算につきましてはそういう形をお願いしておるということでございますので、御理解いただければと思います。

山田勝委員

私が言うのは、お金を出さないかんというのは仕方ない。でも、警察署前に停めてくださいというお願いをしてくださいと、私は何回と言うけど、言ったのだから言わなかったのだから分からんから、ちゃんとお願いしているところですよ。係長、説明しないと分からないよ、地の利が分からないんだから。

福島企画調整課長

山田委員が御質問されているのは、シャトルバスのことではなくて、おそらく南国交通のエアポートバスとかの話ではと理解しますが、南国交通につきましても、コロナの関係でかなり乗客数が減って、厳しい経営状況にあるというところで、その中でもある程度の負担で、こちらとしても地域間幹線系統補助金とかそういう形では入れておりますが、独自の支援等は南国交通に今のところはしていない中で、運行いただいているというところもございまして、こちらから現状、今、経営が苦しい中で頑張っているところもあるんですけど、機会がありましたら、協議の場でそういう話もしていきたいと思

います。

山田勝委員

こんなにたくさんしゃべるつもりもなかったんですけど、課長の話聞いておったら、できない理由の話ばかりで。例えばシャトルバスであっても、出水駅蔵之元間についても、運行しているのは南国交通じゃないですか。空港バスも南国交通じゃないですか。ですから同じ所の経営をやっているところですから、阿久根の停留所を認めてくださいということくらいはお願いしてもいいじゃないですかというだけのことですよ。

福島企画調整課長

シャトルバスにつきましては、こちら側がむしろ運行をお願いしているところがありますので、そういった面があるというのは御理解いただきたいと思います。停留所の件につきましては、先ほど申し上げた事情があるというところで、南国交通も経営が厳しいところはあるんですけども、先ほど申し上げたとおり、御提案といいますか、課題があるということ承知していただきましたので、南国交通とは話をしてみたいと思います。

〔山田勝委員「ぜひやってください。お願いします」と呼ぶ〕

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第1号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔企画調整課退室、税務課入室〕

議案第1号中、税務課所管の事項について審査に入ります。

税務課長の説明を求めます。

新町税務課長

議案第1号中、税務課の所管する事項について御説明申し上げます。

補正予算書の23ページをお開きください。歳入予算について御説明いたします。第1款2項1目1節固定資産税現年課税分の補正額2043万8000円は、今回、新たに同補正額として計上しております第9款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が国から交付されることに伴うものであります。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対して、償却資産と事業用家屋に関わる固定資産税の負担軽減措置であった課税標準の特例により、市町村の固定資産税が減少する場合には当該減収額を国費で補填するため、市町村に対し新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されることによるものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第1号中、税務課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔税務課退室、市民環境課入室〕

次に、議案第1号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

牧尾市民環境課長

議案第1号のうち、市民環境課所管分について御説明いたします。

初めに、6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正の当課所管分は、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳システム改修事業であり、今回の議案第1号で予算措置をした後、翌年度に繰り越して実施しようとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為の追加について御説明いたします。当課所管分については、12ページをお開きください。上から4行目の潮見ヶ丘墓地トイレ清掃業務委託料、一つ飛んで証明書交付センター運営負担金から13行目の家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託料までの計9件であります。このうち証明書交付センター運営負担金から証明書等自動交付サービス手数料までの3件は、令和4年4月1日から開始する証明書等のコンビニ交付に向けた契約に関するものであり、それ以外の6件は、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、第4表、地方債補正になりますが、18ページをお開きください。変更分として上から2行目と3行目になります。小型合併処理浄化槽設置事業及び葬斎場長寿命化改修事業の限度額をそれぞれの事業費の確定に伴い変更するものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。32ページをお開きください。2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費の18節負担金、補助及び交付金の29万7000円は、先ほど繰越明許費で御説明いたしましたシステム改修に係るものであります。この事業は、マイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化に伴うシステム構築の内容に変更が生じたことから、既存の住民基本台帳システムを改修し対応しようとするものであり、当該システムをサポートしている導入元である鹿児島県自治体情報処理連絡協議会に対し、県内のユーザー市町村が一律負担金として支払うものであります。また、執行時期は令和4年度を予定しており、財源については国の100%補助であります。

次に、36ページをお開きいただき、37ページにかけて御覧ください。4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費の7節報償費から18節負担金、補助及び交付金までの減額、7目葬斎場管理費の10節需用費から17節備品購入費の減額、4款2項清掃費2目塵芥処理費の8節旅費から18節負担金、補助及び交付金までの減額、3目し尿処理費の18節負担金、補助及び交付金の減額は、いずれも実績による事業費確定によるものであります。

次に、歳入について御説明いたします。24ページにお戻りください。14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金のうち当課所管分は、社会保障税番号制度システム整備費の29万7000円であり、歳出で御説明いたしましたシステム改修の負担金と同額であり、全額充当するものであります。

また、3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金の増額は、補正第5号及び第8号で予算を増額した小型合併処理浄化槽設置整備事業について、国庫補助金の追加要望が採択されたことによるものであり、補助率は2分の1であります。

次に、25ページを御覧ください。15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の増額は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費の実績に伴う補助率4分の1である県補助金の見込額及び海岸漂着物等地域対策推進事業費の実績に伴う減額分であります。

27ページをお開きください。21款市債1項3目衛生債1節保健衛生債の減額は、小型合併

処理浄化槽設置整備事業債及び葬斎場長寿命化改修事業債で、いずれも過疎債であります、それぞれ事業費の確定に伴うものであり、小型合併処理浄化槽設置整備事業については国庫補助金の確定及び県補助金の見込みにより減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

予算書の37ページ、4款2項2目18節の負担金で北薩広域行政組合に2,200万円の減額になっておりますけれども、課長の説明では実績確定によるということでございましたけれども、結構大きな減額ですが、その理由がわかりますか。

大野市民環境課主幹兼環境対策係長

令和2年度からの事業確定による繰入金と需用費である薬剤費、電気代等の減による減額であります。

中面幸人委員

私が気になったのが、需用費とかそういう減額ということでございますが、市民の方の努力による分別によって、例えば生ごみにするとかありますよね、そういうことによる減額かなと思ったものですから、もし、そういう分別の効果が上がるのであれば、例えば広報車なんかによって、そういう収集を周知するとか、そういうのがいいのかなと思ったもので。今の説明では、電気料とかそういう需用費の減ということでございますね。

牧尾市民環境課長

この負担金につきましては、ただいま議員がおっしゃいましたごみの減量分も反映されます。それは2年前の実績に基づいて2市1町で案分されるものですから、幾分かはやはり、増減というのが生じてまいります。ただ、ごみの減量分だけではなく、ただいま主幹がお答えしたように、様々な経費を加えた中での負担金の確定ということになっておりますので、もちろん、ごみの減量化というのは、その分、負担金に、2年後に影響していきますので、ごみの減量化というのは確かに大きな課題となっているところでございます。

中面幸人委員

県内でも減量化に努めてる自治体もありますので、市民の方も分別が大変でしょうけども、そういう努力することによって、負担金が少なくなるんですよということの周知も大事だと思いますので、ぜひ、その辺を含めて広報誌等で周知してください。よろしく申し上げます。

山田勝委員

37ページ、今の中面委員の質疑に関連するんですがね。負担金の約2,300万円、それからその下の運営費の負担金が403万円。阿久根市がこれだけだから、2市1町ですれば1億円を超えるでしょ。だから、電気代とか薬剤代とかっていうぐらいのものじゃないと思うんですよ。1億円というのは、かなりの事業費ですよ。だから、例えば、こういうことで長島町が幾ら出水市が幾ら、今、中面委員が言われたのからすれば、出水市あるいは長島町と比較して極端に下がってるというんだったら、生ごみについてはもう搬入しないわけですからね。その差額はあるのは当然ですよ。でも現実を考えてみると、ほかのところも積もってみれば1億円を超える残額ですよ。だから電気料と薬剤費でしたじゃ、簡単にすまない気がするんだけどな。

牧尾市民環境課長

今年度、御案内のとおり新しい環境センターが供用開始いたしました。それに伴いまして、いろんな管理・運営に関するものですか、先ほどお答えした薬剤に係るものですか、そういうものがリニューアルしたというイメージで捉えていただければいいと思うんですけども、そういう意味で、年度当初の予算、見込みと比較すると実績により大きく減額となったということでございます。

山田勝委員

そういうふうに、新しくなって今までかかった経費よりも少なくて済みましたと言うなら、なるほどねと思いますよ。でも1億円というお金ですから、薬代が、電気代がと言っても、そういうわけにいかない部分があるでしょ。それで了解です。

もう一つ、36ページ、葬斎場の長寿命化改修工事の534万円、執行残で残っていますよね。これも、そこらの5万円か10万円かという金額じゃないからお尋ねします。どういう理由ですか。

牧尾市民環境課長

葬斎場長寿命化改修に係る工事請負費の減額ですけども、こちらは入札残ということで、今年度実施したのが、今まだやっておりますけれども、三つある炉のうちの一つを改修しております。その入札残でございます。

山田勝委員

参考までに聞きますが、入札前の予算は幾らで、入札が幾らか教えてください。

牧尾市民環境課長

設計額が7,020万円。入札により6,490万円の契約金額があったということでございます。

山田勝委員

了解です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止します。この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時6分～午前11時16分)

〔市民環境課退室、福祉課入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案第1号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

佐潟福祉課長

それでは議案第1号中、福祉課の所管する事項について説明します。

補正予算書6ページをお開きください。初めに繰越明許費について説明します。福祉課所管分は、第3款民生費1項社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事

業であり、補正第13号として専決処分の承認をいただいたところではありますが、申請期限が令和4年9月30日までとなっているため、期限までの申請見込み分を繰越するものです。

次に、補正予算書の10ページをお開きください。債務負担行為について説明します。福祉課所管分は、10ページの下から4行目障がい福祉サービス支払実績等管理ツールソフトウェア使用料から地域活動支援センター事業委託料までの3件と、11ページに移り、上から6行目の子育て短期支援事業委託料からページの1番下、被保護者健康管理支援事業オプションサービス使用料までの8件の合計11件であります。このうち新たに追加したものは、被保護者健康管理支援事業オプションサービス使用料であり、これは健康課題を多く抱える生活保護者に対し医療と生活の両面において支援を行うため、既存の医療レセプト管理システムに追加し、医療扶助の適正な執行を図ろうとするものであります。このほかの10件については、前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

次に、歳出について説明します。予算書の33ページをお願いします。第3款民生費1項2目心身障害者福祉費の19節扶助費の就労継続支援事業は、企業等に就職することが困難な障害者の方々が就労継続支援事業所で就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う福祉サービスであります。利用者及び利用件数が増加していることから、不足見込額を増額するものであります。22節償還金の補正は、自立支援給付国庫負担金と自立支援医療費国庫負担金及び地域生活支援事業費補助金について、令和2年度に受け入れた国及び県からの負担金等が実績額より超過したため、それぞれ返納するものであります。

このほか同様に、35ページの1目児童福祉総務費、4目児童館費、5目保育施設運営費、36ページの生活保護総務費におけるそれぞれの償還金の補正も、国及び県の負担金等が実績額より超過したため、それぞれ返納するものです。

次に、34ページにお戻りください。1番下の行になりますが、2項1目児童福祉総務費の18節負担金、補助及び交付金の補正のうちシステム改修は、令和4年度に施行される児童手当の改正に伴うシステムを改修する負担金であります。次のページの低所得子育て世帯生活支援特別給付金は、事業実績見込みに応じて不用額を減額するものであります。

次に3目保育所費の補正は、みなみ保育園において新型コロナウイルス感染症対策として行った施設修繕料に臨時交付金を充当し、財源組替したものであります。

次に、4目児童館費の18節負担金、補助及び交付金の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業と5目保育施設運営費の保育士等処遇改善臨時特例事業は、どちらとも国の経済対策として保育士等や放課後児童支援員等への処遇改善のため、令和4年2月分と3月分について3%程度引き上げるための措置として補助金を交付しようとするものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について説明します。補正予算書の24ページをお願いします。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち1節社会福祉費負担金の補正は、歳出で1,200万円増額した就労継続支援費に対する2分の1の国庫負担金であります。

次に、2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の補正は、低所得子育て世帯への給付金事業を減額したことにより国の補助金を減額し、保育士等の処遇改善臨時特例交付金事業と児童手当のシステム改修に係る子供子育て支援事業費の補助金を増額するものであります。

次に、25ページになりますが、第15款県支出金1項2目民生費県負担金第1節社会福祉費負担金の補正は、就労継続支援費に対する4分の1の県負担金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

予算書の33ページ、3款1項2目の19節、就労継続支援費についてお伺いをいたします。今の課長の説明で、増額になった理由として対象者が増えたということですが、増えた理由として、例えば、そういう対象者の職制とかが変わってきたのか、あるいは、阿久根市内にそういう就労施設が増えたのか、その辺りを説明してください。

佐潟福祉課長

まず、対象者の数が年々増えてきております。それと、事業所についてはこれまでと変わらない事業所数であります。

中面幸人委員

最近、いろいろ学校問題も審査してるのですが、特別支援教室とかも相当増えている状況の中で、その対象が何で増えてるのかというのがわかりますか。

佐潟福祉課長

正確な根拠というのは、私も計り知れない部分ではありますけれども、子供の出産等が高年齢化してる部分であったりとか、こじかなどで行っている療育もありますけれども、早い時期に子供さんの障害等の発見があったりして、そういうサービス等につながっていているのではないかと思います。

中面幸人委員

そういう対象者を持っている世帯というのは、対象者、子供たちの将来について相当な不安があると思うんですよ。阿久根市でも、そんなに増えておれば、そういう就労施設を充実させることが本当に大事かと思imasuので、今後、さらなる対策をで考えていただきたいと思imasu。

山田勝委員

33ページ、今のに関連しますけどね。就労支援事業の対象者っていうのは何人いるの。

佐潟福祉課長

具体的にこの人はこういう対象ですということではなくて、これまで利用者がどんどん増えてきているということです。企業等に就職することが困難な障害のある方、障害者ということで、雇用契約に基づき就労するA型と雇用契約に基づかないB型の方々、市役所の中においてもトイレの清掃等されてらっしゃる事業者の方々いらっしゃるんですけども、そういう方々が年齢が低いというわけじゃなくて、年齢は広い範囲でそれぞれ就労されますので、実際にそういう就労しようという方が増えてきているということになります。

山田勝委員

阿久根市に何人いるのですか。

佐潟福祉課長

令和2年で1,566人です。令和3年の11月までで1,288人となります。

山田勝委員

心身障害者の今回の補正が扶助費で1,200万円。今度は償還金が3,209万1000円ですよ。そういうのを含めて考えてみても、例えば予算そのものは1億1827万円。これは福祉のほんの一部だと思いますよ。だから何でかって言いますと、私も何人って知ってますよ、仕事をしながら車の運転をしながら障害者施設で働いている人。そして、そこで農業をしている人

ということなのですが、その仕組みを知らないんですよ。例えば、農業。A型B型とありますよね。農業してる方々については、あなた方は1日の作業に対して一人当たり幾ら出すんですか。

佐潟福祉課長

1件当たり幾らということではなくて、就労A型の場合だと最低賃金の部分の金額かける時間数です。雇用契約に基づかないB型の場合、1万5000円とか時間数に応じて。これは阿久根市が個人個人に支払うのではなくて、事業所が利用者さんにお金を支払います。その総額の経費が国保連合会から請求が阿久根市にあって、阿久根市が国保連合会に支払っている総額等々があります。令和3年11月までの総額でいきますと、就労A型が約5,600万円。就労B型が1億1400万円を阿久根市が連合会のほうに払っている状況です。

山田勝委員

私は、これは非常にいい制度だと思いますよ。でも私がこんな質問をして、あなたたちがパッパッとすぐ答えられないことのほうが私には不思議ですよ。何でかって言ったら、私たちの身の回りにたくさんいますよ。そういう相談を受けたときに果たしてどういうふうな説明をすればいいのか分からないんですよ。個人の名前言えないけど、公事ですから。例えば、ふたば作業所で働いている人もあっちこっちで。ふたば作業所でもですね、例えば鹿児島金属に行く人、あるいはどっかに行く人といろいろありますよ。例えば、ふたば作業所で働いている人は、A型になるんですかB型になるんですか。

佐潟福祉課長

ふたばは、B型が2か所あります。

山田勝委員

近くにですね、グッドフィールドとって農業を一生懸命やってるところもありますし、また山下にもある。どこにもあるんですけどね。そういう方々っていうのは、農業を主に一生懸命やってる方々についてはB型なんですか。B型の障害者の方々なんですか。

前田福祉課長補佐兼福祉係長

A型とB型がどのような作業内容かという御質問かと思います。まず、A型なんですけれども、A型というのが基本的には一般の雇用は難しいのだけれども、少し支援や配慮をすることで、雇用契約に基づいて就労を行えている方ということで、程度といいますか、その支援の内容自体は、B型と比べると比較的一般の就労に近いものがあるところですよ。B型は、A型の雇用契約で行えるような作業よりも少し簡単な、軽作業になってきまして、例えば、農作業だからA型であるとか、掃除だから何型であるとかということではなくて、あくまでもその作業内容によって、あと、提供を行う事業所において違いが出てくることになります。

山田勝委員

こういうことでないと聞けないんです。私の姪も施設にいる子がおります。最低賃金どころじゃないです。本当に本当に僅かな御礼としてもらってくるような気持ちがするんですよ。そういう中で、とにかく1日でも働く喜び、人と交わる喜びだけでもいいという人もいるでしょうね。そういう方々もいらっしゃる中で、近頃本当に、そういう作業所がものすごく増えてるじゃないですか。聞いてみれば人数も増えている、二つとも合わせれば阿久根市内にはかなりの人がいるわけですからね。それはそれでいいとしてですよ。だからそういう中で、どこに申請をしたり、お尋ねしたりすればいいんですか。

前田課長補佐兼福祉係長

まずそういう、いろいろな悩み事、困り感といたしますか、そういうことがあった場合は、もちろん市役所の窓口でも構いませんし、あと相談支援事業というのがございまして、相談支援事業所に行くと相談員さんがいらっしゃいます。その相談員さんにまずは御相談いただければということで、案内をしているところです。

山田勝委員

その相談支援員ってどこにあるんですか。

前田課長補佐兼福祉係長

阿久根市内では、あいわの里とふたばにあります。

山田勝委員

聞いてみれば、あの子は運転もできる、何でもできるのにとというような子供がですよ、そういう施設にいる。そしたら「この頃はなあ、医者どんたちが、ちょっとしたっずいな、認定してくらったでや」と言う。だからすごい。お医者さんが法律に基づいて認定されれば仕方ないですね。仕方ないことだけど、あまりにも近頃そういう子供たちが多、あるいは事業者が多くていいことだけど、果たしてどういう仕組みでやってるのかなという疑問でしたから、今日はよくわかりました。ありがとう。

中面幸人委員

同じ款項目でお聞きいたします。先ほど、各事業所に支援金として納めれるのが、例えば、A型であったら最低賃金かける働いた時間数であったり、B型だったら約1万5000円ぐらいとかいうような形で、その人数に応じてその事業所に支払われると思っておりますが、対象者に対して、果たして、それぞれその事業所がどれだけを払っているのか、今、山田委員が言われたように、働ける喜びとか、そういうふうきちんと支援してくれる施設があるから助かるよねというのもすごい大事でありますけれども、私が耳にするところでは、その対象者の、本当に健常者と変わらないぐらい気張ってる人たちの声が聞こえてきますので、やはりその辺りの、行政として、その事業所に対して、そこら辺まで調べる必要があるのかなと。実際、国からこういう金額できてるけど、実際、事業所はその対象者にどれぐらいの払いをしてるのかっていうのは、そういう規定があるのかないのか。そこまでやっぱり行政としては、調べる必要があるかなと、今後こんなに増えてくれば問題になってくる事項かなと考えますので、どうかひとつ行政側も、その辺あたりしっかりと検討していただきたいと要望いたします。

牟田学委員長

要望でいいですか。

中面幸人委員

はい。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔福祉課退室、健康増進課入室〕

議案第1号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

猿楽健康増進課長

議案第1号について、健康増進課所管分について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の12ページをお開きください。債務負担行為につきましては、12ページの1行目から3行目の在宅当番医制事業委託料から歯周病検診業務委託料と、5行目、保健センター及び中央公民館鶴見分館庁舎平常日清掃業務委託料の計4件と、17ページを御覧ください。最下段の変更欄において、新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約システム運用サービス利用料について期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次に、33ページをお開きください。歳出予算から御説明いたします。第3款民生費1項1目社会福祉総務費の27節繰出金の補正は、事業勘定における国民健康保険特別会計への保険基盤安定繰入額の確定による増額と施設勘定の繰越金の確定による減額によるものであります。34ページをお開きください。8目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金の減額補正は、県後期高齢者広域連合負担金の確定等によるものであり、27節繰出金の減額補正は、保険基盤安定負担金の確定見込みによるものであります。

36ページをお開きください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費及び3目予防費の22節償還金利子及び割引料の増額補正は、それぞれ令和2年度母子保健事業及び疾病対策予防事業の事業費確定に伴う国庫補助金の精算返納金であります。

次に24ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金5節国民健康保険医療助成費負担金の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴うものであります。

25ページです。15款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち保険基盤安定区拠出金の減額及び5節国民健康保険医療助成費負担金の増額は、いずれも保険基盤安定負担金の確定に伴う補正であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第1号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止します。

○議案第2号 令和3年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

牟田学委員長

次に、議案第2号を議題とします。

健康増進課長の説明を求めます

猿楽健康増進課長

議案第2号について御説明申し上げます。

補正予算書の10ページを御覧ください。事業勘定の歳出予算から御説明いたします。第2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費及び3目一般被保険者療養費の補正は、一般被保険者に係る療養給付及び療養費が不足する見込みであることから増額するものです。第3款国民健康保険事業納付金1項1目一般被保険者医療給付費分の補正は、県の保

険給付費等交付金のうち特別交付金の減額見込みにより財源振替するものであり、2目退職被保険者等医療給付費の補正は、医療給付費が不足したため増額するものであります。2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分の補正は、特別交付金の増額見込みにより財源組替えするものであります。

11ページを御覧ください。2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分の補正は、退職被保険者に係る医療給付費が不足したため増額するものです。3項1目介護納付金分の補正は、特別交付金の減額見込みにより財源組替えするものです。第9款諸支出金1項6目保険給付費等交付金償還金の補正は、令和2年度の保険給付費等交付金の確定による返還分、9目特定県特定健康診査等負担金償還金の補正は、令和2年度の特定健康保健診査費等に係る精算返納金分をそれぞれ増額するものです。

次に、9ページ、歳入予算を御覧ください。第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金の補正は、歳出の療養給付費及び療養費の見込み増に係る普通交付金の増額と特別調整交付金の確定による減額であります。第7款繰入金1項1目一般会計繰入金の補正は、保険基盤安定繰入金の額が確定したことにより、保険税軽減分を増額し保険者支援分を減額するものであります。第8款繰越金の補正は、繰越金の確定によるものであります。

次に15ページを御覧ください。直営診療施設勘定の歳出予算について御説明いたします。第1款総務費1項施設管理費1目一般管理費の補正は、繰越金の増額による財源組替えであります。第4款基金積立金の補正は、繰越金の2分の1の額を積み立てるため増額したものであります。

次に14ページ、歳入予算を御覧ください。第6款繰入金3項1目一般会計繰入金の補正は、繰越金の2分の1の額を基金へ積み立てた残額分を減額するものであり、第7款繰越金の補正は、繰越金の確定により補正するものであります。

次に16ページを御覧ください。令和4年度において直ちに執行する必要がある事業勘定の人間ドック助成事業と直営診療施設勘定の大川診療所廃棄物処理業務委託料ほか6件について、債務負担行為を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第2号について、審査を一時中止します。

〔健康増進課退室、介護長寿課入室〕

○議案第1号 令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第14号）

牟田学委員長

次に、議案第1号を議題とし、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

池田介護長寿課長

議案第1号中、介護長寿課の所管に所管する事項について説明します。

初めに、補正予算書の6ページをお開きください。繰越明許費の補正につきましては、第

3款民生費の2行目、地域介護基盤整備事業が当課所管分であり、国の補正予算の成立に伴い、整備要件の拡充が行われ、介護施設等の家族面会室における新型コロナウイルス感染症対策のための整備に対して支援されることとなったことから、要望のあった2施設に対し、令和4年度に繰り越して補助事業を実施するものであります。

次に10ページをお開きください。当課所管分の債務負担行為の補正につきましては、一番下の後期高齢者人間ドック助成事業から11ページの上から5行目、緊急対応型ショートステイ事業委託料までの計6件です。緊急対応型ショートステイ事業委託料は、緊急でやむを得ない事情により、在宅での生活が困難になった高齢者等を一時的に老人ホームに保護するものであり、今回、新たに債務負担行為として設定するものであります。ただいま説明した1件以外は前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、33ページをお開きください。歳出予算から主なものについて御説明いたします。減額分は実績見込みによる減額でありますので、増額分のみ説明させていただきます。第3款民生費1項3目老人福祉費18節負担金、補助及び交付金の増額分は、34ページの上から4行目、地域介護基盤整備事業であり、先ほど繰越明許費で説明しましたとおり、2施設からの要望のあった新型コロナウイルス感染症対策のための整備に対して補助するものであります。27節繰出金については、介護保険特別会計の補正額に応じた繰出金であり、事業勘定においては保険給付費の伸びに対する市の負担金の増額が主なものであります。

次に、歳入予算について御説明いたします。25ページをお開きください。第15款県支出金2項2目民生費県補助金は、歳出で説明しました地域介護基盤整備事業費の県補助金であり、補助率は100%となっております。27ページに入り、第18款繰入金2項3目介護保険特別会計繰入金は、令和2年度の介護保険事業負担金の確定に伴う一般会計への精算返納金であります。

以上で説明終わりますが、よろしく御願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第1号中、介護長寿課所管の事項について、審査を一時中止します。

○議案第4号 令和3年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）

牟田学委員長

次に、議案第4号を議題とします。

介護長寿課長の説明を求めます

池田介護長寿課長

議案第4号について、令和3年度介護保険特別会計補正予算第3号について説明します。

補正予算書の34ページをお願いいたします。債務負担行為につきましては、事業勘定においては34ページに記載の8件、サービス事業勘定においては35ページに記載の1件について、昨年度と同じ内容を引き続き行うものです。

補正予算書の42ページを御覧ください。43ページにかけての第2款保険給付費1項介護サービス等諸費の補正は、要介護認定者の通所介護や福祉用具貸与サービスの利用の増加に伴う1目居宅介護サービス給付費の増額や、介護医療院や介護老人保健施設等の利用の増加に

伴う 5 目施設介護サービス給付費の増額が主なものであります。45ページに入り、第 5 款地域支援事業費 2 項 1 目一般介護予防事業費の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のため、ころぼん体操教室や介護予防複合プログラム業務等の活動自粛に伴う報償費や委託料の減額が主なものであります。47ページに入り、第 6 款基金積立金の補正は、前年度の繰越余剰金から各事業費への充当分を差し引いて、見込まれる余剰額を介護保険基金に積み立てるものであります。

次に、39ページ、歳入予算を御覧ください。第 3 款国庫支出金第 4 款支払基金交付金、40ページに入り、第 5 款県支出金においては、歳出の第 2 款保険給付費及び第 5 款地域支援事業費の補正に伴うそれぞれの負担率による補正が主なものであります。

次に、51ページを御覧ください。介護サービス事業勘定の歳出予算について御説明いたします。第 1 款総務費の補正は、地域包括支援センター専門指導員の報酬等の減額が主なものです。

次に、50ページ、歳入予算を御覧ください。第 1 款介護サービス収入 1 項 1 目介護予防サービス計画費収入及び 2 項 1 目介護予防ケアマネジメント費収入の減額補正は、第 4 款繰越金の確定に伴う増額補正や、歳出総額の減額補正に伴い、歳入総額について調整を図ったものであります。第 3 款繰入金の補正は、今回の補正により一般会計からの繰入金が必要なくなったため、全額減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第 4 号について、審査を一時中止します。

〔介護長寿課退室〕

午前中の審査を中止し、これより暫時休憩します。

(休憩 午前11時59分～午後 1 時)

〔農政課入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第 1 号を議題とし、農政課所管の事項について審査に入ります。

農政課長の説明を求めます。

園田農政課長

それでは、議案第 1 号中、農政課所管分の主なものについて御説明いたします。

まず、繰越明許費補正の当課所管分につきましては、6 ページの上から 3 行目、6 款農林水産業費 1 項農業費のうち農業用河川工作物等応急対策事業を事業進捗に伴い、繰り越して対応しようとするものです。

次に、債務負担行為補正の当課所管分につきましては、13ページ1行目、素畜導入貸付金から6行目の折多地区集会施設清掃作業等施設管理業務委託料までの6件であり、前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

次に、地方債補正の当課所管分につきましては、18ページ上から4行目、県営農地整備事業、その次の農村地域防災減災事業、19ページ下から3行目と2行目にある単独及び補助による農業施設災害復旧事業の合計4件について、限度額を変更しようとするものです。

次に、歳出について御説明いたします。37ページをお開きください。ページ下に記載の6款農林水産業費1項2目農業総務費12節委託料の減額は、地籍システム航空写真の更新のため委託事業を実施し、事業が完了したことに伴うものです。

次に、38ページに移り、3目農業振興費につきましては、4節共済費及び18節負担金、補助及び交付金の各事業費確定及び確定見込みに伴う増額及び減額になります。そのうち主なものとしまして、18節負担金、補助及び交付金の説明欄にあります農業・農村活性化推進施設等整備事業の減額は、農業機械等購入のための補助事業であり、事業費確定に伴うものです。その下の活動火山周辺地域防災営農対策事業の減額は、洗浄用機械購入にかかる補助事業の事業費確定に伴うものです。その下の農業次世代人材投資事業の減額は、青年新規就農者確保に係る交付金事業の事業費確定に伴うものです。

次に、4目畜産業費8節負担金、補助及び交付金の減額は「食のまち阿久根」魅力発信事業として「華のBBQ AKUNE」を開催する予定でしたが、令和2年度に引き続き新型コロナの影響により開催できなかったため、コロナ禍でも対応できるイベントとして、第三者認証を取得した市内飲食店10店舗で「華の牛肉祭りAKUNE」を開催しましたが、その事業費確定見込みに伴うものです。

次に、5目農地費のうち12節委託料の減額は、市農道伐開業務委託の事業費確定に伴うものです。次に、18節負担金、補助及び交付金の増額は、県営事業等の事業費確定に伴う阿久根市負担金の増額分及び減額分の合計であり、その主なものとしては、県営ため池等整備事業、農村災害対策事業（阿久根北部）、農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）南部地区を国の経済対策補正に伴い、それらに係る負担金を追加して増額補正し、工事を進めるものです。また、多面的機能交付金事業など減額につきましては、事業費確定に伴うものです。

次に、50ページをお開きください。11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費及び2目補助農業施設災害復旧費につきまして、激甚災害指定に伴い補助率が嵩上げされ農家負担を軽減するため、それぞれ財源組替えるとともに、2目の減額は、事業費確定に伴うものです。

次に、歳入について御説明いたします。23ページをお開きください。12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の減額は、激甚災害指定により農地災害復旧事業費の補助率が嵩上げされ農家負担分が少なくなった分と農地整備事業費が確定したことに伴うものです。

次に、25ページをお開きください。15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の減額のうち農政課所管分は、各事業費補助の増減による合計が、マイナス450万7000円となったところです。増額分は多面的機能支払推進交付金ほか2事業、減額分が農業・農村活性化推進施設等整備事業費ほか6事業であり、それぞれ事業費確定に伴うものです。

次に、26ページの10目災害復旧費県補助金5節農業施設災害復旧費補助金の増額は、激甚災害指定により補助率が嵩上げされたことに伴うものです。

次に、27ページの20款諸収入4項5目農林水産業費受託金1節農業費受託事業収入の減額のうち農政課分は農地中間管理事業業務委託費の事業費確定に伴うものです。

次に、28ページの21款市債1項5目農林水産業債1節農業債は、県営農地整備事業債と農村地域防災減災事業債に係る市負担分の増額及び減額による事業費確定に伴う財源債になります。

最後に、10目災害復旧債5節農業施設災害復旧債の減額は、激甚災害指定に伴い補助率が嵩上げされ、災害復旧に伴う市債の減額を行うものです。

以上で説明を終わりますが、よろしくお祈いします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

白石純一委員

38ページ、6款1項4目18節、新たに、華のバーベキューではなく、牛肉祭りをされたということですが、具体的にはどういう支出になったのか教えてください。

園田農政課長

こちらについては、宣伝料に係る委託料、のぼり、ポスターチラシの製作料が基本となります。

白石純一委員

牛肉の購入等の補助は特にないということですか。

園田農政課長

今回、参加の10店舗について、その購入に対する補助は行っておりません。ただし、今回、初めての取組ということで、試作品の料理の作成とか、いろんな調査をする費用ということで、それぞれ参加店舗に1店舗3万円の補助を行っております。

白石純一委員

宣伝のための委託料、のぼりで3,600万円を要したということですか。

園田農政課長

今回の牛肉祭りにかかる費用としましては、全体予算450万円のうち400万円を支出する予定であります。

〔白石純一委員「了解です」と呼ぶ〕

山田勝委員

38ページ、3目18節、農業・農村活性化推進施設等事業の229万9000円の減額ですけどね、この229万円、もうちょっとでトラクター1台分に近いんですが、どういう減額ですかこれ。

園田農政課長

この事業につきましては、県が3分の1、市が6分の1、合計2分の1を、農業を機械等を購入しようとする組合等へ補助する事業です。今回につきましては、1生産組合がトラクター、田植機の購入、2生産組合が果樹の防除用のスピードスプレーヤーを購入しております。

山田勝委員

購入しているのはわかるけど、229万9000円減額の理由を教えてください。

園田農政課長

こちらについては、購入に当って見積もりを徴取して予算化をしておりました。その入札残に対する減額になります。

山田勝委員

ちょっとお尋ねしますが、県が4分の1ですか、阿久根市が4分の1、合計2分の1を補助するわけですね。ということは229万9000円っていうのは、阿久根市の持ち分だけですか、それとも県の分も入れてですか。

園田農政課長

こちらは、先ほど御説明いたしました県が3分の1、市が6分の1、合計2分の1の中から補助しようとするものですが、全ての合計の金額になります。

山田勝委員

全て補助する金額ですか、全体のお金ですか、補助する金額ですか。

園田農政課長

補助する金額になります。

〔山田勝委員「わかりました」と呼ぶ〕

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔農政課退室、農業委員会事務局入室〕

次に、議案第1号中、農業委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

農業委員会事務局長の説明を求めます。

園田農業委員会事務局長

それでは、議案第1号中、農業委員会所管分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。補正予算書の37ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項1目農業委員会費1節報酬の減額は、農業委員と農地利用最適化推進委員に対する市内の農地利用に関する調査活動とその成果に対する交付金、また、月額報酬などの確定に伴うものになります。8節旅費10節需用費の減額は、新型コロナの影響を受けて出張や会議等が開催されず、その経費等について減額するものです。17節備品購入費の増額は、タブレット活用による農業委員会等の効率的な農地パトロールを進めるため今回、国が補正予算措置したものであり、それに伴い補正するものです。なお、この予算については、鹿児島県の予算を経由することなどもあり令和4年度に繰り越して実施することとしております。次に、39ページをお願いします。8目農業者年金事務費8節旅費10節需用費13節使用料及び賃借料の減額は、事業確定に伴うものになります。次の12目農地利用対策事業費8節旅費10節事業費の減額についても事業費確定に伴うものです。

次に、歳入について御説明いたします。25ページをお開きください。15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の減額のうち農業委員会分は、説明欄の上から6行目の機構集積支援事業とその3行下にある農地利用最適化交付金を事業確定に伴い減額し、また、歳出で説明いたしましたタブレット購入に係る情報収集等業務効率化支援事業費を増額しようとするものです。次に、27ページになりますが、20款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入のうち農業委員会所管分は、農業者年金事務費を歳出同様、事業確定に伴い減額するものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひします。

牟田学委員長

事務局長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、農業委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止します。

〔農業委員会事務局退室、水産林務課入室〕

次に、議案第1号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。
課長の説明を求めます。

大石水産林務課長

議案第1号中、水産林務課の所管する事項について説明いたします。

予算書の6ページから7ページをお開きください。第2表、繰越明許費の補正について説明します。第11款災害復旧費4項農林水産施設災害復旧費の補助林業施設災害復旧事業は、昨年7月及び8月の豪雨により被災した林道仁床線及び林道紫尾線の災害復旧工事に係るものであり、令和3年度末までに事業が完了しないことから翌年度に繰り越して実施しようとするものですが、令和3年度一般会計補正予算第11号で補正したものを事業費確定見込みにより繰越予定額を変更しようとするものです。

次に、第3表、債務負担行為の補正について説明します。当課所管分は、13ページの上から7行目、山村開発センター管理業務委託料から、14ページ1行目の栽培漁業センター電気設備保安業務委託料までの8件です。なお13ページの下から2行目、脇本漁港深田地区トイレ清掃業務委託料については、施設の工事が今年度中に完了し、4月に供用を開始することから清掃業務を委託しようとするものです。ただいま説明しました深田地区トイレ清掃業務委託以外の7件については、前年度と同じ内容を引き続き行うものとしております。

次に18ページから19ページをお開きください。第4表、地方債の補正について説明します。当課所管分は、上から6行目林業施設整備事業から8行目漁港整備事業まで及び19ページの1番下、現年発生補助林業施設災害復旧事業の4件であり、事業費確定見込みにより限度額を変更しようとするものです。

次に39ページをお開きください。歳出について説明します。第6款農林水産業費2項2目林業振興費の補正の主なものについて説明します。まず、7節報償費は、有害鳥獣捕獲に係る狩猟期以外の捕獲謝金について、イノシシの捕獲頭数が計画数より大きく下回っていることから、実績見込みにより減額するものです。次に、14節工事請負費は、鶴川内地区集会施設改修に係るものであり、当初は、屋根の一部を取り替える工事を計画しておりましたが、防水性の高い塗料を用いた施工で可能であると判断し、工種を変更して施工したことから実績により減額するものです。40ページをお開きください。次に、18節負担金、補助及び交付金は、県が実施する治山事業に対する市負担金を計上したものと、作業道急坂局部舗装事業ほか2事業の補助金及び交付金を実績見込みにより減額するものです。

次に、3項水産業費2目水産業振興費の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催されなかった阿久根新鮮おさかなまつりの補助金と漁業後継者の新規申込みがなかったことにより漁業後継者就業支援交付金を減額するものです。

次に、3目漁港管理費の補正は、脇本漁港深田地区のトイレに係るものですが、当初は12月に完成し、令和4年1月からの供用を開始する予定でしたが、工期の変更等により令和4年3月中に完成予定であり、4月に供用開始することから、浄化槽維持管理業務と清掃業務に係る委託料を減額するものです。

次に、4目漁港建設費の補正額2,580万円の増額は、県が実施する阿久根漁港水産物流通基盤整備事業に対する市負担金を計上したものです。

次に51ページをお開きください。第11款災害復旧費4項4目補助林業施設災害復旧費の補正は、林道仁床線及び林道紫尾線の災害復旧工事に係るものであり、昨年11月10日に実施されました災害査定において、排水施設等全てを新設により復旧するよう指導があったことから、令和3年第4回定例会の補正第11号で、需用費を125万7000円、工事請負費を林道仁床線については2912万1000円、林道紫尾線については1262万2000円として、補正額3,300万円を計上したところですが、昨年12月に改めて実施された林道仁床線の災害復旧時の指導等とそれに先立ち行われた国及び県との協議により、工法等を見直し、既存のコンクリート構造物を活用する設計としたことなどから事業費が減少し、事業費確定見込みにより減額するものです。

以上で歳出について説明を終わり、次に歳入について説明します。予算書の26ページをお開きください。第15款県支出金2項10目災害復旧費県補助金の補正のうち当課所管分は、6節林業施設災害復旧費県補助金であり、歳出で説明しました、林道の災害復旧に係る県の補助金を、事業費確定見込みにより減額するものです。

次に、28ページをお開きください。21款市債1項5目農林水産業債のうち当課所管分は、2節林業債と3節水産業債であり、林業債については歳出で説明しました鶴川内地区集会施設改修と有害鳥獣捕獲に係る事業見込みにより減額するものです。また、3節水産業債は、鹿児島県が実施する阿久根漁港水産物流通基盤整備事業に係る市負担金分を増額するものです。次に、10目災害復旧債のうち当課所管分は、6節林業施設災害復旧債であり、歳出で説明しました補助林業施設災害復旧事業に係る事業見込みにより減額しようとするものです。

以上で、水産林務課所管に関する説明を終わります。

どうぞよろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

濱門明典委員

39ページ、6款2項、7節、有害鳥獣捕獲対策謝金の件でちょっとお伺いしたいのですが、昨年度からすれば今年は捕獲量が少なかったというんですけど、数を、分かれば教えていただけないでしょうか。

大石水産林務課長

1月末までの集計が手元にございますが、昨年度と比較しまして、捕獲謝金に関わるものでは40頭余り少なくなっております。計画で言いますと300頭余り少なくなっております。

〔濱門明典委員「何頭ですか」と呼ぶ〕

イノシシについては、計画よりも300頭余り少なくなっております。鹿については、ほぼ計画どおりということで、イノシシが随分少なくなっているところです。

〔濱門明典委員「鹿は何頭ですか」と呼ぶ〕

629頭です。

濱門明典委員

その原因というのはどういうことが考えられますか。

大石水産林務課長

前年度にはイノシシの幼獣が非常にたくさん捕獲されておりましたが、令和3年度については、例年どおりの捕獲頭数に戻っていると判断しております。

濱門明典委員

1,202万の減額ということなのですが、イノシシと鹿が減ってるということじゃないんですか。

大石水産林務課長

これまでの捕獲の影響もあり、多少は減ってるところもあるかと思いますが。地域によっては随分減ったなという感じはありますけれども、決して、大幅に減ったというような実感はないところです。

濱門明典委員

捕獲される方に聞くと、イノシシというのはかなり頭がいいそうで、なかなか捕獲できないというような話も聞きますが、学習能力があって、イノシシがかかりにくくなってるんじゃないかという懸念がされるんですがどうでしょうか。

大石水産林務課長

そのような話も捕獲従事される方からお聞きすることがありますが、実際のところは、よく分からないと思いますから、捕獲される方にも餌の入替えを頻繁にしてくださいというお願いであったり、箱わなだけではなくて、くくりわなの設置もお願いして、今後とも進めたいと思っているところです。

〔濱門明典委員「了解です」と呼ぶ〕

木下孝行委員

今、イノシシの頭数が少なかったという報告をもらったんですけど、私は、逆に頭数が増えたんじゃないかなという認識があつてですね。昨年度も、本年度になつても、ある地区の方から、非常にイノシシが増えてどうしようもないということで、何回も担当課に箱わなの設置をお願いに行った事実があります。そういう中で、減ったというのはどう考えますか。

大石水産林務課長

一部の地域においては、非常にイノシシの出没の情報が多くて、市にも情報が寄せられております。その都度、猟友会にも相談いたしまして、わなを仕掛けてもらっておりますが、確かにおっしゃるような、期待するほど捕獲されてないというのも、地域によってありますので、今後、また新たにわなを設置していただくようなお願いをしたいと考えています。

木下孝行委員

そういう中で、全体わかりませんが、一部かなり増えてるところがあるということで、箱わなが足りない状況で、よそから持ってきて設置したというのも確認しております。そして箱わなじゃなくて仕掛けわなをしてみると。私はそこで、恐らく箱わなが足りないんじゃないかなと思ったんです。そういうところも考えながら、できるだけ駆除ができるように箱わなを増やすなりして、捕獲頭数が増えるのはよくないけど、被害がないようにしっかりと対応していつてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

牟田学委員長

要望でいいですか。

〔木下孝行委員「はい」と呼ぶ〕

川上洋一委員

39ページでお尋ねしたいんですけど、オオスズメ蜂駆除業務ってありますよね。これ、駆除業務は市ではやってないんじゃないですかね、これどういうところでやってるのかな。私が前、自分の家にスズメバチが巣を作って、相談に来たら、市ではしない、業者を紹介はするという回答をほかの課からもらったもんですから、林務課だけがこれをしてるのかなと思って聞いてみました。

大石水産林務課長

このオオスズメ蜂駆除業務は、水産林務課が所管する施設にスズメバチが巣を作っていたものですから、害獣駆除が可能な事業者に委託して除去してもらったものです。

川上洋一委員

わかりました。できれば水産林務課でもしてもらわな、我々市民もすったって。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔水産林務課退室、商工観光課入室〕

議案第1号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

尾塚商工観光課長

それでは、議案第1号中、商工観光課所管分について御説明申し上げます。

初めに、第3表、債務負担行為補正であります。当課所管分は、14ページの上から2行目、道の駅あくねWi-Fiスポットアクセスポイント保守料から、次の15ページ、1行目の寺島宗徳記念館トイレ清掃業務委託料までの計13件であり、新年度当初から事業実施するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。予算書の41ページをお開きください。当課所管の第7款商工費につきましても、事業執行残や新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から、事業執行ができなかった予算について減額するものであり、その主なものについて御説明いたします。まず、第7款商工費1項2目商工振興費の8節旅費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、昨年度に引き続き各種イベント等が中止になったための旅費を減額しようとするものであります。次の42ページになりますが、12節委託料のうちWi-Fi機器取替業務は、道の駅阿久根観光物産館の屋外は国交省のWi-Fi利用ができることが確認できたことから、業務不要となり減額するものであり、海のまち・山のまち交流事業、産官学金連携事業は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業実施できなかったことにより減額するものであります。18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の6件の事業実績により執行残を減額しようとするものであります。次に、3目観光費の14節工事請負費は、阿久根大島公園テントサイト炊事場改修について工事費の執行残を減額しようとするものであります。43ページの18節負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内の宿泊事業者に対する事業継続支援給付金について事業確定に伴う執行残を減額しようとするも

のであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。25ページをお開きください。

第15款県支出金2項6目商工費県補助金の30万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、昨年度に引き続き消費生活相談等に関する研修会が開催されなかったことから、これに伴う県からの消費者行政活性化補助金の減額分であります。次に、28ページになりますが、第21款市債1項6目商工債の減額は、阿久根大島公園テントサイト炊事場改修の事業実績に基づく減額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔商工観光課退室、都市建設課入室〕

次に、議案第1号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

石澤都市建設課長

議案第1号中、都市建設課所管の主なものについて御説明いたします。

予算書の6ページをお願いいたします。

初めに第2表、繰越明許費補正の追加でございます。8款2項道路橋りょう費の橋りょう修繕事業、次に3項河川費の折口川水系河川改修検討調査業務委託、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、5項都市計画費の番所丘公園オートキャンプ場整備事業。次に、繰越明許費の補正の変更でございます。8款6項住宅費公営住宅事業、11款災害復旧費6項土木施設災害復旧費の補助土木施設災害復旧事業につきまして、いずれの事業も適切な事業執行を図るため、繰越明許費の追加及び変更を行うものでございます。

続きまして15ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正の追加であります。都市建設課所管分は、15ページ上から2行目の市町村等土木積算基準データ使用料から7行目、市営住宅量水器取替修繕料までの6件であり、年度開始当初から事業を開始するため債務負担行為により対応するものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。第4表、地方債補正の変更であります。都市建設課所管分は、18ページ下から1行目の市道改修事業から19ページ、上から4行目の公園遊具整備事業までの5件であります。いずれも本年度事業費の確定により起債額を変更するものであります。

次に補正予算に関する主な事項について、歳出から御説明いたします。説明書の43ページをお願いいたします。8款土木費2項1目道路橋りょう費18節負担金、補助及び交付金の減額は、昨年10月に開催を予定しておりました南九州西回り自動車道阿久根川内道路決起大会が新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から中止となったことに伴います減額でございます。2目道路維持費の減額の主なものは、21節補償補填及び賠償金であり、工事に伴う電柱移設補償費等の執行残でございます。続きまして、3目道路新設改良費の減は、18節負担金、補

助及び交付金であり、地方特定道路整備事業、県道脇本赤瀬川線槁之浦工区の事業費が確定したことによる減額でございます。

続きまして44ページを御覧ください。3項河川費4目砂防費の減額が主なものは、18節負担金、補助及び交付金の減額であり、県営急傾斜地崩壊対策事業、尻無1地区の事業費が確定したことによるものでございます。

続きまして、4項港湾費2目港湾建設費18節負担金、補助及び交付金の減額は、県による黒之浜港改修事業が採択されなかったことによる減額でございます。

続きまして、5項都市計画費1目都市計画総務費の減額の主なものは、12節委託料の減額であり、都市計画用途見直し業務委託の入札残でございます。

次のページを御覧ください。3目公園費の補正の主なものは、24節積立金の増額であり、サンセット牛之浜景勝地の道の駅整備基金に全額積み立てるものでございます。これによります令和3年度末の積立金の総額は2億5000万円と見込んでおります。

続きまして、6項住宅費3目危険住宅移転促進費の減額は、18節負担金、補助及び交付金であり、がけ地近接等危険住宅移転事業における事業費の確定による減額でございます。

次に、歳入について御説明いたします。24ページをお願いいたします。14項国庫支出金2項7目土木費国庫補助金6節住宅費補助金の減額は、がけ地近接等危険住宅移転事業における事業費の確定による減額が主なものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。15款県支出金2項7目土木費県補助金6節住宅費補助金の減額は、がけ地近接等危険住宅移転事業の事業費における事業の確定による減額でございます。

次に、28ページをお願いいたします。21款市債1項7目土木債1節道路橋りょう債、2節河川債、3節港湾債、4節都市計画債の減額は、いずれも事業費確定に伴う市債の減額でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔都市建設課退室、教育総務課、学校教育課、学校給食センター入室〕

議案第1号中、教育総務課、学校教育課、学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

教育総務課長の説明を求めます。

山元教育総務課長

議案第1号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管分について御説明いたします。

初めに、債務負担行為の補正について御説明いたします。当課等の所管分は、15ページの上から8行目のICT支援業務委託料から、16ページ1行目の阿久根中学校生徒通学支援事業まで及び17ページの上から4行目の学校給食センター燃料用A重油購入費から学校給食セ

ンター廃棄物収集業務委託料までの10件であります。このうち小中学校児童生徒通学タクシー借上料は、隼人地区及び田代地区から通学する児童生徒の通学手段を確保するためのタクシー借上料として期間及び限度額を設定しようとするものであり、ほか9件は前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。46ページをお開きください。第10款1項教育総務費2目事務局費の減額補正の主なものは、7節報償費における研究会等講師謝金ほか説明欄に記載の謝金、8節旅費における県教育委員会へ県職員旅費などの執行見込みによる減額であります。

47ページになります。4目教育指導費の減額補正は、外国青年招致事業における8節旅費及び18節負担金、補助及び交付金の執行見込みによる減額であります。

2項小学校費2目教育振興費の減額補正の主なものは、特別支援教育支援員に係る1節報酬、3節職員手当、4節共済費の減額であります。

3項中学校費、2目教育振興費の減額補正の主なものは、13節使用料及び賃借料における集団宿泊学習事業、18節負担金、補助及び交付金における阿久根よかところ教育事業などの執行見込みによる減額であります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。24ページをお開きください。第14款2項9目教育費国庫補助金の増額補正は、ICT支援業務に係る公立学校情報機器整備費補助金になります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

白石純一委員

債務負担行為の15ページ、下から3行目の小中学校児童生徒通学タクシー借上料。これは、新年度から、田代小の子供たちが別の校区に通うということの支援も含まれてるんですか。

山元教育総務課長

委員がおっしゃいますように、令和4年度から田代小に通う予定の子供がほかの小学校に通うことになりましたので、そのことに伴う児童の通学支援のためのタクシー借上料もこの中に含まれているところでございます。

白石純一委員

田代小が休校になるために、他の校区に通う支援を行うということでもよろしいですかね。

山元教育総務課長

令和4年度から田代小学校の校区内に就学をする児童が、ほかの学校に通うということではなくなりますために、令和4年4月から田代小学校が休校となることを踏まえまして、通学支援を行うものでございます。

白石純一委員

それは鶴川内小に通うための支援なんですか、あるいはそれ以外の小学校に通う児童への支援も含まれるんでしょうか。

山元教育総務課長

令和4年度からほかの学校に通う児童としては、対象者が3名ございます。このうち2人が鶴川内小学校へ、1人が阿久根小学校へ通うということでございます。今回の通学支援は、この鶴川内小から阿久根小学校まで含めての通学支援を見込んでいるところでございます。

白石純一委員

支援をするのは、ありがたいんですけども、つまり、休校になる小学校区の子供が他のどの校区に通う場合でも支援をするという理解でよろしいですか。

山元教育総務課長

今回、教育委員会では、通学の弾力化ということで昨年11月に申立てをお受けしたところでございますが、そのときの対象としておりましたのは、統合する予定の、元の学校の隣の学校、もしくは、統合する予定の学校ということでしたので、この田代小学校の場合で申しますと、鶴川内小学校もしくは阿久根小学校というところが対象になっているということでございます。全ての学校ということではなくて、その対象のところに子供さん方が通われるということになったんですけども、休校に伴う通学支援ということで、今回は考えているところでございます。

白石純一委員

通学の弾力化の場合は、隣の校区もしくは統合を予定している小学校のみということですか。

山元教育総務課長

はい、委員のおっしゃるとおりです

濱門明典委員

タクシー業者というのはどこがされるんですか。（牟田学委員長「何ページですか」と呼ぶ）15ページ。

山元教育総務課長

現在、令和3年度の、この通学タクシーの運行に関しましては、市内のタクシー事業者2者をお願いをしているところでございます。4年度も同じような方向で、できればと考えているところでございます。

濱門明典委員

市内の業者ということなんですね。これは入札とかそういうのをされたんですか。

山元教育総務課長

令和3年度におきましては、このタクシーの料金といたしますのが、以前は入札という形で実施をしてたときもあったんですけども、実際の運行形態といたしまして、あらかじめ決められた区間を走っていただくということで、距離に応じた単価を通常のタクシーの走行距離等に応じた料金を適用するというので、これを入札で価格を競うというのは事業の趣旨としてそぐわないのではないかとということで、この通学タクシーを安定して走行していただける事業者に事業を実施をしていただいているところでございます。

濱門明典委員

この金額というのは定額でされるんですか。

山元教育総務課長

幾つかのパターンと言いますか、例えば自宅から、中学校、小学校までを1回で走るコース、あるいは時間帯によって、中学校まで、小学校までというような運行のパターンもありますけれども、幾つかのパターンを想定しまして、それぞれの距離に応じた単価というのを設定をしまして、それぞれの運行回数に応じた実績に基づいて使用料をお支払いする形をとっているところでございます。

濱門明典委員

実際に走った距離でということなんでしょうけれども、朝通学と帰りの便ですね。子供さんの用事とか、学校終わってから病院に行かなきゃいけないとかいう場合に、電話すれば、そういう通学のあれにあたいしてくるんですかね。病院によるとか、今日はこの時間に帰れないとか、いうのがあったときはどうなるんですか。

山元教育総務課長

基本的には、朝は1回で運行するような形をしておりますけれども、帰りの時間については、小学校と中学校でそれぞれ下校時間に合わせた時間単位での運行というのを計画しているところがございます。ここに、帰りの便において、例えばその今委員がおっしゃられるような個々の事情に応じて時間が変わるというような場合には、そのときには保護者での対応ということをお願いしているところがございます。

濱門明典委員

田代地区が鶴川内に3名ということなんですが、相乗りでされるんですか。

山元教育総務課長

田代につきましては、小学生3名と中学生1名の4名がいらっしゃいますので、行きは4人での相乗り、帰りは小学校と中学校それぞれで、小学校については相乗りという形を想定しているところがございます。

〔濱門明典委員「了解しました」と呼ぶ〕

濱崎國治委員

47ページの小学校費、教育振興費の報酬、職員手当、共済費が合計で400万円以上減額になっているんですけれども、これは任用職員一人分なんでしょうか。

徳重学校教育課長

特別教育支援員2名分となります。

濱崎國治委員

2名分が、これは何か月分も減額ということですか。それとも採用できなかったということになるんですか。

徳重学校教育課長

今おっしゃったとおり、2名この1年間任用ができていないところがございます。

濱崎國治委員

特に小学校の関係ですので、2名が採用できずに、教育現場での対応というのは不十分だったと思うんですけれども、その辺はどういうふうにやっていかれたんですか。

徳重学校教育課長

今年2名、例えばハローワークでございましてとか、職員の縁故をたどったりとかしながら募集をかけてきたんですが、なかなか新たにというところが難しかったです。対応といたしましては、小規模校においては1名を2か所に3日と2日という形で対応している学校もございまして。

濱崎國治委員

2名も採用できなかったということは、今後の4月からの分を危惧するんですけれども、その辺の見通しはついているんですか。

徳重学校教育課長

全体で14名に対して、小・中学校で14名なんですが、11名が先日の会計年度任用職員の応

募で集まっております。再度、ハローワークに募集をかけまして2名、今、13名集まっているとございます。あと1名に関しまして、現在、また募集をかけて、来年度任用できるように手続を進めております。

〔濱崎國治委員「分かりました」と呼ぶ〕

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、教育総務課、学校教育課、学校給食センター所管の事項について、審査を一時中止します。

〔教育総務課、学校教育課、学校給食センター退室〕

この際、暫時休憩します

(休憩 午後2時9分～午後2時20分)

〔生涯学習課入室〕

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第1号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

生涯学習課長の説明を求めます。

平田生涯学習課長

議案第1号中、生涯学習課の所管する事項について説明します。

初めに、10ページをお開きください。債務負担行為補正の生涯学習課所管分は、10ページの上から7行目、市民交流センター日常清掃業務委託料から2行下の市民交流センターガス空調設備保守点検業務委託料までの3件及び16ページの上から2行目、生涯学習課複合機借上料から下から3行目、青年の家管理業務委託料まで10件、合計13件です。そのうち大川地区公民館・隼人分館・青年の家管理業務の3件については、年度当初からの債務負担行為の設定をし、また、青年の家清掃業務については、定期的な館内清掃と敷地内草刈業務を令和4年度から新たに実施しようとするため追加するものであります。ただいま説明しました4件以外の9件は、前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

次に、歳出について御説明いたします。今回の補正予算は、実績及び入札等による執行残の減額が主なものであります。48ページをお開きください。10款教育費5項1目社会教育総務費の減額は、主に新型コロナウイルス感染症の影響により執行できなかったことによるものであり、特に18節負担金、補助及び交付金の減額は、波留区神舞の本奉納が来年度へ延期となったことにより、補助金が不用となったものであります。

以上で、生涯学習課所管分に係る説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

今の清掃業務の話ですけど、新たにとって何。今までやってたところにじゃなくて、新たに始めるってどういう意味ですか。

平田生涯学習課長

青年の家の清掃業務については、私たち職員でやる分と、警備員に警備の業務の傍ら行っていたものでありますが、新たに定期的な清掃をするために、令和4年度から実施しようとするものです。

竹原信一委員

清掃の回数を増やすとか、清掃の中身を充実するとかそういう意味なんですか、今の話は。

平田生涯学習課長

内容的に申し上げますと、清掃の回数ももちろん増えてくると思います。あと、青年の家の庭の清掃といいますか、草が頻繁に生えることから、夏場の草刈り業務を回数を増やすことになるかと思えます。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔生涯学習課退室、スポーツ推進課入室〕

議案第1号中、スポーツ推進課所管の事項について審査に入ります。

スポーツ推進課長の説明を求めます。

菌畑スポーツ推進課長

議案第1号中、スポーツ推進課所管分について御説明いたします。

初めに、債務負担行為の補正について御説明いたします。補正予算書の16ページをお開きください。当課所管分は、下から2行目、スポーツ推進課複合機借上料から17ページの上から3行目、総合体育館Wi-Fiスポットアクセスポイント保守料までの5件です。いずれも前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

次に、歳入歳出補正予算について御説明いたします。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実施できなかった事業やイベントに係る予算及び修繕等に係る入札執行残の減額が主なものとなっております。

初めに、歳出の主なものについて御説明いたします。49ページをお開きください。第10款教育費6項1目保健体育総務費1節報酬及び8節旅費の減額は、スポーツ推進委員が参加を予定していた九州地区や県連合会などが主催する研修会等が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になったことによる執行残が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金の減額は、50ページにかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により大会が中止となった事業を主催する団体等への補助金が主なものであります。

次に、2目体育施設費10節需用費のうち修繕料は、総合体育館内のトイレ等手洗器修繕及び誘導灯修繕の執行残を減額するものであります。12節委託料は、多目的雨天屋内運動場改修工事設計業務の執行残を減額するものであります。14節工事請負費は、総合体育館屋根軒天改修費の執行残を減額するものであります。

次に、3目海洋センター管理費7節報償費は、チャレンジアップスイミングを中止したことによる講師謝金の減額が主なものであります。12節委託料は、プール一般開放監視業務を当初170日間委託する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により利用を制限したことに伴い、期間が107日間に減少したことによる執行残を減額するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。24ページをお開きください。第13款使用料及び手数料1項7目教育使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響により総合運動公園内施設の利用を制限したことなどから、利用者が減少したことに伴い、その使用料及び夜間照明施設使用料が、当初見込んでおりました使用料より減少する見込みであることから減額するものであります。

27ページをお開きください。第20款諸収入5項4目雑入のうち地域海洋センター水泳教室参加料は、チャレンジアップスイミングを中止したことによる参加料の減額が主なものであります。

28ページをお開きください。第21款市債1項9目教育債5節保健体育債のうち総合体育館屋根改修事業債は、事業費が確定したことによる減額。また、多目的雨天屋内運動場改修事業債は、財源を市債から一般財源に組み替えたことによる減額であります。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

施設の使用が減ったというのは、大まかに言って何%くらいの減少でしょうか。

菌畑スポーツ推進課長

コロナの影響が少なかったと言いましょうか、施設の利用制限をかけなかった平成30年度と比較しますと、約半数に減っております。

竹原信一委員

次の年度の予算立てというのはどういう考え方でやっているんですか。

菌畑スポーツ推進課長

過去3年間の平均で出しております。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、スポーツ推進課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔スポーツ推進課退室、水道課入室〕

○議案第6号 令和3年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）

牟田学委員長

次に、議案第6号を議題といたします。

課長の説明を求めます。

垂水道課長

議案第6号について、御説明申し上げます。

特別会計補正予算書の65ページから66ページにかけての債務負担行為に関する調書のお

り、阿久根市水道事業水源地及び配水池管理業務委託料ほか11件の各業務委託料等について、令和4年4月1日から業務を行うため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

濱門明典委員

ちょっとお伺いしたいんですが、公民館の水道料金についてお伺いしたいんですが、公民館の水道料金というのは基本料金はいくらになってますか。

牟田学委員長

これは債務負担行為には関係ないですよ。いいですか。

濱門明典委員

いいです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第6号について、審査を一時中止します。

〔水道課退室、財政課入室〕

○議案第1号 令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第14号）

牟田学委員長

次に、議案第1号を議題とし、財政課所管の事項について審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

小中財政課長

議案第1号中、財政課の所管に関する事項について御説明申し上げます。

初めに、歳出について説明いたします。予算書の29ページをお開きください。第2款総務費1項7目財産管理費の補正額6億6744万6000円の増額は、24節基金への積立金であり、後年度の財政需要に備えるものであります。財政調整基金は、地方財政法第7条の規定に基づき、令和2年度一般会計決算剰余金、いわゆる実質収支の2分の1に当たる2億8764万7000円を積み立てるものであります。次の減債基金は、歳入において、普通交付税を増額補正しておりますが、この交付額には令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立に要する経費として7979万9000円が措置されたことからその分を積み立て、併せて、今回の補正予算に係る一般財源の剰余額のうち1億円を加えた1億7979万9000円を積み立てるものであります。また、30ページになりますが、市有施設整備基金は、今回の補正予算に係る一般財源の剰余額のうち2億円を積み立てるものであります。

次に、23ページにお戻りください。歳入について説明いたします。第9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金の補正額674万9000円の増額は、本年度の地方特例交付金が1174万9000円の決定となったことを受け、予算計上済額との差額を増額するものであります。

次に、第10款地方交付税1項1目地方交付税の補正額1億8338万8000円の増額は、本年度の普通交付税が39億2985万5000円の決定となったことを受け、予算計上済額との差額を増額するものであります。前年度と比較しますと、3億6700万円余りの増額となったところで

あります。

次に、26ページをお開きください。第16款財産収入2項1目不動産売払収入の補正額444万円の増額は、旧黒神岩住宅の跡地を払い下げたことによる増額であります。

次に第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正額7479万7000円の減額は、前回の補正第13号までに3億2200万円余りを繰り入れるとしていたところですが、今回の補正による一般財源の剰余金を活用することにより減額し、繰り戻すものであります。4目市有施設整備基金繰入金の減額補正は、充当している事業の事業費確定見込みにより減額し、繰り戻すものであります。

次に、27ページの第19款繰越金1項1目繰越金の補正額5億2529万3000円の増額は、令和2年度の一般会計決算による剰余金が5億7529万3000円で確定したことから、予算計上済額との差額分を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

26ページの土地の売払収入というその件、どこというのがはっきり聞こえなかったので、その価格の決め方を教えてください。場所と。

小中財政課長

今回、売り払いをした土地につきましては、黒神岩緑地に隣接する旧市営住宅の黒神岩住宅を解体した跡地を売却したものであります。価格の決定については、不動産鑑定に基づいた価格を設定し、一部については公売をしておりますので、この公売で一番高く入札をした方が落札をされたということであります。

竹原信一委員

不動産鑑定の価格と比較して、入札の結果はどうだったんですか。

小中財政課長

二筆売却しているんですけども、一筆は、奥の土地の方が通路として欲しいということで、その通路部分を不動産鑑定に基づいた価格で先に売却しておりました。残りの土地を公売しておきまして、予定価格が236万1000円に対しまして、売却価格分が380万円だったということでございます。

牟田学委員長

いいですか。

竹原信一委員

はい。

山田勝委員

平米当たり幾らですか。平米当たりと平米数を言って聞かせて。

小中財政課長

面積が312.39平米で、平米当たり1万2164円になります。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔財政課退室〕

以上で所管課等への質疑が終了しました。

この際、現地調査について、皆様の御意見を伺います。現地調査が必要である場合は、予算書のページ番号、款項目、事業などの名称をお願いします。

濱門明典委員

福祉のふたばの所を視察してみたいです。

牟田学委員長

ふたば事業所ですか。どの件になりますか。

濱門明典委員

どのような人が働いて、どのようになっているのか見てみたいです。

〔発言する者あり〕

牟田学委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後 2 時44分～午後 2 時48分)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

休憩中にいろいろ御意見がありました。濱門委員どうでしょうか。

濱門明典委員

皆さんはいろいろ言いますが、実際にあそこへ行って見られた方がどのぐらいいらっしゃるのか。(挙手する者あり) 行っておられない方が意見を非常に言われてましたけれども、手を挙げたか。そういうことであれば、私はまだ勉強不足ですので、私がお伺いして見えます。

牟田学委員長

分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

現地調査は必要なしとの御意見があります。現地調査を行わないことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、現地調査は行わないことに決しました。

ここで、皆様に、再度質疑が必要であるかについて、御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御意見がありませんので、以上で審査を終結いたします。

議案の審査が終了しましたので、採決に入ります。

念のため申し上げます。議案に対する賛成・反対の表明については、討論の中で行うよう

お願いします。

○議案第1号 令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第14号）

牟田学委員長

それでは、議案第1号を議題とします。

議案第1号について、委員の皆様への御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第1号、令和3年度阿久根市一般会計補正予算（第14号）を採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本案は可決すべきものと決しました。

○議案第2号 令和3年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

牟田学委員長

次に、議案第2号を議題とします。

議案第2号について、委員の皆様から御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第2号、令和3年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本案は可決すべきものと決しました。

○議案第4号 令和3年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）

牟田学委員長

次に、議案第4号を議題とします。

議案第4号について、委員の皆様から御意見を伺います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第4号、令和3年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本案は可決すべきものと決しました。

○議案第6号 令和3年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）

牟田学委員長

それでは、議案第6号を議題とします。

議案第6号について、委員の皆様からの御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第6号、令和3年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は、全て議了しました。

本日採決された案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告並びに議会だより原稿の作成及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で予算委員会を散会いたします。

（散会 午後2時54分）

予算委員会委員長 牟 田 学